

緊急時における授業および課外活動の扱いについて

山口市に台風による暴風警報、特別警報（波浪、高潮特別警報を除く）が発令された場合又は地震等の緊急事態が発生し、授業等の実施に支障があると予想される場合には、以下のように措置されます。学生の皆さんは、気象庁やマスメディアの防災情報等に注意してください（大雨洪水警報等は該当しません）。

<授業の取扱いについて>

暴風警報等発令の時間帯	授業等の措置
午前7時までに解除された場合	通常通り開講する
午前7時～10時までに解除された場合	その日の3時限目から開講する
午前10時～正午までに解除された場合	その日の4時限目から開講する
正午以降に解除された場合	その日の午後全て休講とする
授業の開始後に発令された場合	それ以降の授業を休講とする

※上記の措置に関わらず、学外で行う実習については、授業担当教員の指示に従ってください。

<課外活動の取扱いについて>

台風による暴風警報等の発令により休講となった場合は、学生の課外活動での大学施設の使用はできません。授業の行われない時間帯に休講となる基準の暴風警報等が発令された場合も、同様に使用できません。

また、安全確保のため、学外での活動も上記に準じ自粛してください。

<その他の場合>

学則第19条に基づき、学長が休講等の措置を決定します。